平成２５年（フ）第３０８２号
東京都杉並区永福２丁目４―12―201
債務者　成田　大康
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０８３号
東京都中央区晴海１丁目８－５―1802
債務者　牛田　直美
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０８９号
東京都中野区東中野１丁目12―20―706
債務者　大塚　憲一
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０９２号
東京都八王子市別所２丁目９－２―406
債務者　牧　加代子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０９５号
神奈川県相模原市緑区川尻4157－１－Ｉ－102
債務者　小林　翔馬
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０９７号
東京都台東区日本堤１－２―11　ニューホテル第１―232、住民票上の住所東京都葛飾区堀切１丁目３―11
債務者　中野　光夫
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０９８号
東京都江戸川区下篠崎町２－７―504
債務者　半谷　智香
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１０３号
東京都江東区辰巳１丁目10―73―410
債務者　アノクル真佐江（旧姓林）
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４０号
横浜市金沢区六浦１丁目９番28号
債務者　森川　広子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４３号
東京都昭島市宮沢町495番地８サンシルクマンション201号
債務者　堀川　正一（旧姓永井）
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月30日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１７６号
東京都東村山市栄町２丁目27番地６レヂオンス久米川パート７　503
債務者　青木　秀美
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１５号
石川県小松市幸町２丁目84番地１、従前の住所石川県小松市土居原町333番地２
債務者　藤岡　哲哉
1　決定年月日時　平成25年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午前11時30分
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第１５１号
静岡県焼津市北新田355番地の６
債務者　小林　和弘
1　決定年月日時　平成25年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３２号
釧路市南浜町５番34号
債務者　ナイトストーリーこと　高田　靖嗣
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月６日午前10時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１４６号
静岡市葵区瀬名中央１丁目７番29号、旧住所静岡市葵区瀬名川３丁目１番20―１号
債務者　佐藤　祥弘
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部